決定書

異議申出人
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏 19 番地 1　45-3
小山　日奈子

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和 5 年 5 月 8 日付けで提起された令和 5 年 4 月 23 日執行の山ノ内町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議申出（以下「本件異議申出」という。）について、山ノ内町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり決定する。

主文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

第 1　本件異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙において当選となった山本光俊候補（以下「山本候補」という。）の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

第 2　本件異議申出の理由

申出人の本件異議申出の理由は、次のとおりである。

1　選挙運動用ビラのポスティング

本件選挙の選挙運動期間中、山本候補の選挙運動用ビラが申出人宅のポストへポスティングされていた。この行為は、公職選挙法第 142 条第 6 項及び同法施行令第 109 条の 6 に違反するものである。

2　戸別訪問の禁止

上記選挙運動用ビラを本件選挙の立候補者である申出人宅へのみ訪問して投函したとは考えにくく、申出人宅がある地区で戸別訪問しビラを散布していたのではないかと考える。この行為は、公職選挙法第 138 条第 1 項に違反するものである。

以上 2 点について、調査が必要と思慮され、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるためここに異議申出を行う。

決定の理由

当委員会は、申出人から令和 5 年 5 月 8 日に提出された異議申出書が形式的な要件を備えた適法なものと認め、令和 5 年 5 月 8 日付けでこれを受理し、申出人から口頭意見陳述などを経て、慎重に審理を行った。

第１　当選の無効に係る主張について

当選の効力に関する争訟においては、選挙そのものは有効に行われたことを前提とし、「当選無効の原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者に有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当」と判示されている（平成４年 12 月 17 日名古屋高等裁判所判決、また同旨として、昭和 30 年９月 29 日大阪高等裁判所判決）。

第２　当委員会の判断

申出人は、山本候補が公職選挙法第 142 条第６項、同法第 138 条第１項及び同法施行令第 109 条の６に違反すると主張するが、「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反ごときは、これに当たるものではない」と判示されている（昭和 61 年２月 18 日最高裁判所）。当該行為が選挙運動の罰則規定に該当したとしても、「選挙の規定に違反すること」には当たらない。そもそも、候補者の選挙運動が公職選挙法に違反したか否かは、刑事手続に従い、裁判所の裁判によりされるものであるため、当委員会では当該行為を審理判定する権限を有していない。

さらに、「公職選挙において当選人と決定された者もしくは選挙運動総括主宰者等が公職選挙法のいずれかの罰則に違反する行為をした否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法 206 条、207 条所定の手続において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判をする裁判所は、これを審理判定する責務権限を有しない」と判示されている（昭和 35 年９月 13 日最高裁判所判決）。

もっとも、このような違法行為でも、「そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（昭和 61 年２月 18 日最高裁判所判決）とされており、その特段の事態を生じた場合とは、「例えば官憲その他による甚だしき弾圧、干渉、妨害、又は広範囲に亘る買収誘惑等のため到底選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由のある場合を指称する」（昭和 30 年８月 26 日大阪高等裁判所判決）と解されている。こうした観点から申出人の主張を考慮したとしても、本件選挙において当該行為をもって、選挙人全般の自由な判断による投票が阻害されたような特段の事態が生じたと認めるに足りる事実はない。

したがって、申出人の主張には理由がない。

以上のとおり、公職選挙法第 216 条第１項において準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第２項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和5年5月26日

山ノ内町選挙管理委員会
委員長　　望月　　千弘

教示

この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で長野県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。